

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

20歳から何年か経過後、突然請求書が郵送されてきたので、24歳から26歳ぐらいの頃に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料はお金のあるときに2か月から3か月分、6か月分、1年分など納付できる分だけ少しずつ遡って納付し、その都度、役場の窓口で領収印を押してもらった。保険料は数万円のときもあれば、数十万円のときもあった。

28歳頃までには全額払い終えたので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、複数回にわたり前納も行っていることから保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、24歳から26歳ぐらいの頃に国民年金加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年4月頃に払い出されていることから、この頃に国民年金加入手続が行われたものとみられ、被保険者資格取得日は、制度改正により、学生が強制加入対象者となった3年4月1日とされている。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、6年3月の保険料については過年度納付することが可能であった。

さらに、オンライン記録によると、平成8年度の保険料については、上記加入手続と同じ平成8年4月に前納されていることから、申立人は加入手続後すぐに保険料納付を開始していることが確認できるとともに、申立期間直後の6年4月から8年3月までの保険料については、順次過年度納付していることが確認できることから、加入手続時点で過年度納付が可能であった6年3月の保

険料についても、納付意識の高かった申立人が過年度納付していたと考えるも不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、平成3年4月から6年2月までの保険料については、上記8年4月の加入手続時点では、既に時効が成立しており、保険料を納付することはできない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、平成3年4月から6年2月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

私は、申立期間当時は学生であったため、国民年金保険料の免除申請を母親が行ったことを記憶している。平成4年度及び6年度共に保険料の免除申請を行っており、申立期間だけ申請を行っていないとは考えにくいので、申立期間について、国民年金保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は同一年度内の12か月であり、通常は1回の保険料の免除申請を行うことにより、一括して免除承認を受けることが可能な期間である。

また、申立期間前の平成4年*月（20歳到達時）から5年3月までの期間及び申立期間後の6年4月から7年3月までの期間は、それぞれ4年12月及び6年5月に保険料の免除申請が行われていることから、母親は、これら申立人に係る保険料の免除申請の手続を速やかに、かつ、適切に行っていたことがうかがえる。

さらに、申立人によると、母親からは、申立人が20歳になり国民年金に加入して間もなく保険料の免除申請を行った後、翌年度に再び免除申請の案内が来たことから、毎年度、申請手続が必要であることを知り、申立人が学生の間は免除申請を行っておいたと聞いているとしているほか、申立人自身も、当時在学していた学校の在学証明書を毎年度用意していた記憶があるとしているなど、申立人及びその母親の免除申請に係る記憶は具体的であり、その内容は当時の取扱いとの矛盾もみられない。

加えて、申立人は、申立期間の前後を通じて学生であったとしていることから、生活状況の大きな変化は見当たらず、特に申立期間の保険料のみが免除承認されないこととなるような周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成21年4月から22年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例制度により納付を猶予されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月から22年3月まで

平成21年7月下旬に、学生納付特例申請書を社会保険庁（当時）のホームページから取得し、A市役所に学生納付特例申請書、年金手帳の写し及び在学証明書を郵送して、申立期間の学生納付特例申請を行ったはずなのに、申立期間が学生納付特例期間とされていないのは納得がいかない。

申立期間が学生納付特例期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成21年3月に大学を卒業後、同年4月から専門学校に通うようになったので、同年7月下旬に申立期間に係る学生納付特例申請を行ったとしているところ、申立人の主張するとおり、年金事務所が保管する申立人の平成22年度の同申請書類（在学証明書）により、21年4月から申立人は専門学校生であることが確認できること、及び学生納付特例は、制度改正により、17年4月からは申請した年度の当初まで遡って承認を受けることが可能となったことから、申立人が学生納付特例申請を行ったとする21年7月下旬において、申立期間に係る学生納付特例の承認を受けることは可能であった。

また、申立期間前である平成17年*月（20歳到達時）以降の平成17年度及び18年度については学生納付特例期間とされており、申立期間直後の22年度も学生納付特例期間とされているなど、申立期間の前後において、申立人は学生納付特例の申請を行っていることが確認できる。なお、申立人は、申立期間前の19年度及び20年度については、学生納付特例の申請を行わなかったとしている。

さらに、申立人は、今回の申立てに当たり、在学している専門学校から、平

成21年7月27日を申請日とする在学証明書の交付申込書の写しを入手しており、これを見ると、提出先名称の欄には、「社会保険庁（国民年金）」と記載されていることが確認できることから、申立人は申立期間の学生納付特例の申請を行う意思を有していたと考えられる。

加えて、申立期間の学生納付特例の申請に当たって、申立人は同申請書を社会保険庁のホームページから取得し、これをA市役所に郵送したとしているところ、当時、社会保険庁のホームページから学生納付特例申請書を取得することは可能であり、同市役所では、学生納付特例申請書を郵送でも受け付けていたとしていることから、申立人の主張に不自然さはない上、申立人は専門学校から封筒に入れてある在学証明書は封を切らずに提出するように言われていたので、申請書及び年金手帳の写しと一緒に封筒ごと在学証明書を提出した覚えがあるとしているなど、申立人の記憶は具体的かつ鮮明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付を猶予されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和42年4月から43年3月まで

妻の母親から国民年金の加入を勧められ、まとめて納付すれば初めから年金に加入することができると言われたので、昭和38年頃に私が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、2年分か3年分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。その後は、妻が集金人に夫婦二人の保険料を納付していた。集金人が1年間も来なかったはずがないし、未納無く全て納付していると思うので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き、60歳到達の前月までの国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、昭和56年1月以降は口座振替により保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年7月24日に夫婦連番で払い出されていることから、この頃に申立人夫婦の加入手続が行われ、国民年金制度が発足した36年4月まで遡って被保険者資格を取得したとみられる。この加入手続時点を基準とすると、申立期間②の保険料は時効成立前であり、遡って保険料を納付することは可能であった。

さらに、加入手続が行われた時点において、保険料を遡って納付することが可能であった申立期間②の直前である昭和41年4月から42年3月までの期間については納付済みとされていることから、12か月と短期間である申立期間②についても、同様に保険料を遡って納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、加入手続時点を基準とすると、既に時効が成立していたことから、保険料を納付することはできなかつたところ、同様に時効が成立していた申立期間①直後の昭和39年4月から41年3月までの期間の保険料は納付済みとされている。時効成立後の期間の保険料を納付するには、過去3回にわたり期間を定めて実施されたことのある特例納付制度を利用する以外に方法は無いことから、申立人は、この制度を利用して39年4月から41年3月までの期間の保険料を納付したものと推認でき、申立期間①の保険料についても特例納付制度を利用すれば、納付することは可能ではあつた。

しかしながら、申立人は、上記昭和39年4月から41年3月までの期間の保険料を特例納付することによって、60歳到達月の前月までの保険料納付可能月数は309か月（25年9か月。ただし、申立期間②を除いての保険料納付可能月数である。）となり、これは国民年金受給権を得ることができる月数である300か月（25年）にほぼ合致する。このことを踏まえると、申立人は、特例納付によって国民年金の受給権確保に必要な期間の保険料のみを納付し、申立期間①の保険料までは納付しなかつたものと考えられる。

また、申立人夫婦は、遡って保険料を納付したのは1回だけであるとしており、その時期及び保険料額については明確に記憶していないとしていることから、保険料納付状況の詳細は不明である。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和42年4月から43年3月まで

母親から国民年金の加入を勧められ、まとめて納付すれば初めから年金に加入することができると言われたので、昭和38年頃に夫が夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、2年分か3年分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。その後は、私が集金人に夫婦二人の保険料を納付していた。夫婦の保険料は一緒に納付していたのに、申立期間①の一部については夫のみが納付済みとされている。集金人が1年間も来なかったはずがないし、未納無く全て納付していると思うので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き、60歳到達の前月までの国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、昭和56年1月以降は口座振替により保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年7月24日に夫婦連番で払い出されていることから、この頃に申立人夫婦の加入手続きが行われ、国民年金制度が発足した36年4月まで遡って被保険者資格を取得したとみられる。この加入時点を基準とすると、申立期間②の保険料は時効成立前であり、遡って保険料を納付することは可能であった。

さらに、加入手続きが行われた時点において、保険料を遡って納付することが可能であった申立期間②の直前である昭和41年4月から42年3月までの期間

については納付済みとされていることから、12 か月と短期間である申立期間②についても、同様に保険料を遡って納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、加入手続時点を基準とすると、既に時効が成立していたことから、保険料を納付することはできなかつたところ、申立人と同じ日に加入手続が行われている夫も申立期間①は時効が成立しているものの、夫は申立期間①のうち昭和39年4月から41年3月までの期間の保険料は納付済みとされている。時効成立後の保険料を納付するには、過去3回にわたり期間を定めて実施されたことのある特例納付制度を利用する以外に方法は無いことから、夫はこの制度を利用して、39年4月から41年3月までの期間の保険料を納付したものと推認でき、申立人も特例納付制度を利用すれば、夫が納付済みとされている期間を含めた申立期間①の保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、夫は、上記昭和39年4月から41年3月までの期間の保険料を特例納付することによって、60歳到達月の前月までの保険料納付可能月数は309か月（25年9か月）となり、これは国民年金受給権を得ることができる月数である300か月（25年）にほぼ合致することから、夫は当該期間の保険料を納付する必要があると考えられるのに対し、夫よりも年齢が下である申立人は、特例納付を行わなくとも、加入手続後の納付可能月数のみで受給権を得ることができる。このことから、夫が当該期間の保険料を納付していることをもって、申立人も当該期間の保険料を納付していたと推認することまではできず、申立期間①のうち、36年4月から39年3月までの期間の保険料については、夫も未納とされていることから、納付していたと推認することはできない。

また、申立人夫婦は、遡って保険料を納付したのは1回だけであるとしており、その時期及び保険料額については明確に記憶していないとしていることから、保険料納付状況の詳細は不明である。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から52年3月まで

私は、自営業の夫と婚姻（昭和52年1月*日）後、国民年金に加入する義務があると思い加入手続を行った。その際に夫の国民年金保険料が未納とされていることも分かったので、私が同年3月までには二人とも未納が無いように納付した。私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたので、夫の保険料を納付して私自身の保険料を未納にするとは考えられない。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、35年余りの国民年金加入期間において、昭和57年7月から同年9月まで及び申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人は保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる上、申立期間は7か月と短期間である。

また、オンライン記録、手帳記号番号払出整理簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年1月29日にA市に払い出されており、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、資格取得日は51年9月26日とされていることから、申立期間は現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、婚姻後、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとしており、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録によれば、昭和52年度及び53年度の夫婦の保険料の納付日は同一日とされていることが確認できる上、夫の記録を見ると、婚姻前に未納とされていた昭和51年1月から同年3月までの保険料が52年3月16日に過年度納付され、51年4月から同年12月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の保険料がそれぞれ同年3月29日、

同年1月31日に現年度納付されていることが確認できることから、同年3月までに夫婦の保険料に未納が無いように、自身の保険料と一緒に夫の保険料を納付したとする申立人が、申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年9月までの期間及び62年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から同年9月まで
② 昭和62年6月から同年9月まで

私は、昭和62年4月か同年5月頃に友人から国民年金の話聞き、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後、昭和62年度の保険料は同区役所から送付されてきた1年分の冊子により、61年度は社会保険事務所(当時)に相談に行き、資格取得日に遡り分割して保険料を納付できるようにしてもらった。62年度と61年度併せて納付したこともあり、2年分全て納付するのに1年以上かかったのを記憶している。納付記録が虫食い状態になっており、申立期間①及び②が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2期間で10か月と短期間である上、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間(第3号被保険者期間を除く。)において国民年金保険料の未納は無く、前納の記録もあることから、保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、申立人は、昭和62年度の保険料を約10センチメートル×20センチメートルの大きさでオレンジ色かクリーム色の冊子で納付したとしており、当時のA市の納付書様式と近似している。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年10月6日にA市B区で払い出され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金の加入手続が行われ、そ

の手続の際に資格取得日を遡って61年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。

加えて、オンライン記録を見ると、申立期間②前後の期間において昭和62年4月及び同年5月の保険料は現年度納付されており、61年10月から62年3月までの期間及び同年10月から63年3月までの期間は過年度納付されていることが確認できる。申立人は、過年度の保険料を分割して納付できるよう社会保険事務所に相談したとしていることから、未納期間が生じないように保険料納付に努めていたことがうかがわれ、前述の手帳記号番号払出日を基準とすると過年度納付が可能であった申立期間①及び現年度納付が可能であった申立期間②の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年2月まで

申立期間の保険料は、住み込みで働いていた勤務先の事業主が納付していたはずである。申立期間について当時の事業主は免除申請を行った覚えは無いと言っているし、私もその覚えは無い。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、平成2年4月から4年3月までの期間（3年12月から4年3月までの保険料については厚生年金保険被保険者期間とされたことから過誤納となり還付されている。）及び17年4月以降の期間の保険料は前納により納付しており、申立人の加入手続を行い、退職（昭和61年3月）までの保険料を納付していたとする事業主は、国民年金制度発足当初の36年4月から60歳到達時の平成10年*月まで保険料の未納は無いことから、申立人及び事業主の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれ、かつ、申立期間は11か月と短期間である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年3月1日にA市B区に払い出されたことが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、その頃に行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると申立期間の保険料は現年度納付することが可能であった。

さらに、旧国民年金法第90条では、申請免除期間については、申請のあった日の属する月前における直近の基準月からその指定する月までの期間(既に

納付されたものを除く。) 納付を要しないものとすることができると規定されていたところ、オンライン記録によれば、前述の加入手続時点において申請免除期間となり得ない昭和 58 年 4 月から申請免除期間とされている上、申立人及び事業主は申立期間について免除申請手続を行った覚えは無いとしていることから、申立期間の納付記録は適切に管理されていたとは言えない可能性がある。申立期間の前後となる同年 3 月及び 59 年 3 月の保険料は納付済みとされていることから、申立期間の保険料についても、納付意識の高かった申立人又は事業主が納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から49年3月まで
昭和48年8月末で会社を退職後、学校に通いながらアルバイトをしていたが、国民年金制度を知り、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。昔のことでよく覚えていないが、加入手続後に、年金手帳に記載された日までの国民年金保険料を同区役所や金融機関や集金人に納付した。保険料をまとめて納付したこともあったと思う。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く昭和49年4月から厚生年金保険被保険者資格取得直前の54年9月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無く、住所変更手続も適切に行っていることから、国民年金制度に対する関心は高かったことがうかがわれ、かつ、申立期間は7か月と短期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年5月15日にA市B区に払い出されており、国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の資格取得状況から、同年8月頃に申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効成立前であり過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、加入手続後に保険料を遡ってまとめて納付したことがあるとしており、国民年金被保険者台帳を見ると、昭和50年10月23日に昭和49年度の保険料を過年度納付したことが確認できることから、同年度の保険料のみ過年度納付し、その納付時点で過年度納付が可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難く、申立人が申立期間の保険料も過年度納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から46年3月まで

私は、平成17年1月12日付で社会保険事務所（当時）から届いた「国民年金についてのお知らせ」で、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることを初めて知った。母親が他界して詳しいことは分からないが、母親が私の国民年金加入手続をA市B区で行い、申立期間の保険料は、兄夫婦の分と一緒に母親が集金人（国民年金推進員）に納付していたと思う。私と同様に母親が保険料を納付していた兄夫婦や姉は、保険料を完納している。私だけが申立期間の保険料について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無い上、母親と一緒に納付していたとする兄夫婦及び婚姻（昭和37年4月）前まで納付していたとする姉の保険料の納付記録を見ると、兄夫婦及び姉共に、国民年金制度発足当初の36年4月から60歳到達日の前月までの国民年金加入期間は全て納付済みとされていることから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月11日に婚姻前の姓でA市B区に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳は、同年4月20日に発行されていることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って39年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、45年1月から46年3月までの期間は、過年度納付が可能であった。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和46年度国民年金印紙検認記録の各月欄に、昭和47年4月25日の検認印が押されており、母親が当該年度の保険料をまとめて現年度納付したことが確認できる。このことから、母親は、申立人の保険料に未納が生じないように努めていたことがうかがわれ、過年度納付が可能であった申立期間のうち、45年1月から46年3月までの保険料についても、母親が納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和39年12月から44年12月までの期間については、上記の申立人の加入手続時期を基準とすると、時効により保険料を納付することができないほか、加入手続時期は、第1回特例納付実施期間（45年7月から47年6月まで）中であることから、申立期間のうち、39年12月から44年12月までの期間は、特例納付を利用して保険料を納付することは可能であったものの、申立人は、加入手続時点で27歳であり、国民年金の受給権確保を図るため、特例納付を利用する必要性は乏しかったと考えられる上、母親が特例納付により保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月

私は、国民年金に加入した後、国民年金保険料は、口座引落で全て納付していた。保険料が引き落としできなかつたときは、送付されてきた納付書で後日納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間当時において転職、転居等申立人に係る生活環境に大きな変化は認められないことから、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

加えて、転居に伴う国民年金の住所変更手続や厚生年金保険からの切替手続が適正に行われているなど、申立人の年金への関心は極めて高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成19年9月から20年1月までは22万円、同年2月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月から20年2月まで
申立期間について、実際に支払われた給与額と標準報酬月額が相違しているため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これら標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる給与額及び保険料控除額から、平成19年9月から20年1月までは22万円、同年2月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「申立期間当時から給与額に見合う報酬月額の届出を行っており、給与からの保険料控除についても給与に見合った額で行っていた。届

出はフロッピーディスクで行っていたが、当時の届出の記録は残っていない。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案6191

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から8年9月まで

申立期間の標準報酬月額は24万円と記録されているが、給料支払明細書では28万円に見合う厚生年金保険料が控除されているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において申立人の給与から、届け出た標準報酬月額（24万円）に見合う保険料より過大な標準報酬月額(28万円)に見合う保険料を控除したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額(28万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成17年10月から19年12月までは26万円、20年1月は24万円、同年2月及び同年3月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑤までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は34万2,000円、申立期間③は33万4,000円、申立期間④は31万6,000円、申立期間⑤は36万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月から20年3月まで
② 平成18年7月25日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年7月25日
⑤ 平成19年12月25日

給与支給明細書の厚生年金保険料控除額と日本年金機構から送付された月別納付額に差異がある。また、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、賞与の記録が無い。申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成17年10月から18年9月までの期間、同年12月から19年3月までの期間、同年7月及び同年12月から20年2月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、24万円から41万円までの標準報酬月額に見合う総支給額が支給され、26万円の標準報酬

月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年10月から18年9月までの期間、同年12月から19年3月までの期間、同年7月、同年12月及び20年2月は26万円、同明細書において確認できる給与総支給額から、20年1月は24万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、平成18年11月、19年6月、同年9月及び同年11月については、申立人が給与支給明細書を所持していないため、当該期間に係る給与総支給額を確認できないものの、それぞれ翌月の給与支給明細書において確認できる給与総支給額及び保険料控除額の状況から判断して、申立人は、当該期間についても、それぞれ翌月と同額の標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①のうち、平成18年10月、19年4月、同年5月、同年8月、同年10月及び20年3月については、申立人が翌月の給与支給明細書を所持していないため、当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できないものの、当月及び翌々月の給与支給明細書において確認できる給与総支給額及び保険料控除額の状況から判断して、申立人は、当該期間についても、同額の標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①のうち、平成17年10月から20年3月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、申立人の給与支給明細書において確認又は推認できる保険料控除額又は給与総支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成17年9月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与支給明細書において確認できる給与総支給

額に見合う標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象にあたらなため、あつせんは行わない。

申立期間②については、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（34万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間③、④及び⑤について、申立人は当該期間に係る賞与支給明細書を所持していないが、i)申立人から提出された銀行取引明細表により、申立人に対する当該期間の賞与振込（A社ではいずれの賞与支払月においても賞与と給与を合算で振込み。）が確認できること、ii)課税庁から提出された申立人の平成18年分及び19年分の課税資料において年間支払金額及び社会保険料控除額が確認できること、iii)申立人から提出された18年7月の賞与支給明細書において賞与支給額及び保険料控除額が確認できること、iv)複数の同僚から提出された賞与支給明細書において当該期間に係る賞与支給額及び保険料控除額が確認できること、v)申立期間③に係る厚生年金保険の保険料率が同年9月に改定されていること等から判断して、申立人は、当該期間においても、同社から賞与が支給され、申立期間③は33万4,000円、申立期間④は31万6,000円、申立期間⑤は36万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②、③、④及び⑤の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案6193

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成20年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月31日から20年1月1日まで

私は、A事業所に平成19年12月31日まで勤務し、同年12月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された「賃金台帳（一人別源泉徴収簿）平成19年分」、事業主の証言及び雇用保険の記録により、申立人は、同事務所に平成19年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該賃金台帳において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は、「申立人の資格喪失日を誤って平成19年12月31日と届け出た。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月26日から同年4月2日まで

私は、昭和34年からA社B支店で勤務し、37年4月に関連会社であるC社D支店に異動した際の申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

当時の給料支払明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、A社及び関連会社であるC社に継続して勤務し（A社B支店からC社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日を確認できる関連資料等はないが、A社の現在の事務担当者は、「資格喪失日の届出を誤ったと思う。」と回答していることから、申立期間については、同社B支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における給料支払明細書の保険料控除額及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年2月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、オンライン記録により、申立人と同時期に異動したと考えられる同僚14人は、いずれも申立人と同日にA社B支店で資格喪失、C社D支店で資格取得し、申立期間の被保険者記録が欠落しており、社会保険事務所（当時）が、当該15人全ての記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が申立人のA社B支店における資格喪失日を昭和37年3月26日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から33年10月1日まで
② 昭和36年4月30日から41年2月27日まで

「確認はがき」により、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。受け取った覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②（いずれもA社B支店）の間に挟まれた同社C支店に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これらの事業所は同一企業であることからこれを失念するとは考え難い。

また、未請求期間と申立期間①及び②の被保険者期間は同一番号で管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月21日から34年3月21日まで

「確認はがき」が届いたので、改めて思い返してみたが脱退手当金を受け取った覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和35年6月6日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務した2事業所の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、3回の被保険者期間のうち2回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっているA社（申立期間の直前に勤務。）の被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一番号で管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和34年6月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月1日から41年4月1日まで

日本年金機構から送付されたはがきにより、A社における期間が脱退手当金の支給期間になっていることを知った。

私は、A社を退職後、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、当該未請求期間のうち、27か月と長期間である最初の被保険者期間について、申立人が失念するとは考え難く、申立期間のみ請求することは不自然である。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている健保番号*番から*番までの申立人を除く女性23人のうち、同事業所における期間が2年未満である6人及び短期間で被保険者資格を再取得した2人を除いた15人の記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は1人と少ない上、同事業所は、「従業員に代わって請求を行っていない。」と回答していることから判断して、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月24日から38年4月1日まで
② 昭和38年4月1日から40年4月15日まで

申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人に支給されている脱退手当金は、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、3回の厚生年金保険被保険者期間のうち、申立人が16か月の最初の厚生年金保険被保険者期間を失念するとは思えないことから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る最終事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年4月15日の前後3年以内に資格喪失した女性従業員の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人と同様に、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がある者14人の中には、オンライン記録に脱退手当金の支給記録が無い者が2人いる上、うち1人は脱退手当金の受給資格を満たさない者であるなど、その理由は不明であるが、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適正に行われていないことがうかがえる。

さらに、支給されたとする脱退手当金の額は、法定支給額と相違しているが、その理由は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から44年6月1日まで
私は、平成20年3月頃、年金記録を確認した際に脱退手当金を受給していることを初めて知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格を有する5人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は1人のみである上、受給資格のある同僚は、「会社で代理請求はしてもらえなかった。」と証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、申立人は、「未請求の当該事業所は、働き始めた時から仮事務所だったが、1か月ぐらいで事務所が移転して通えなくなったので辞めた会社で、勤めたことは覚えているし、ここでもらった厚生年金保険被保険者証を次の会社に持って行ったことを覚えている。」と主張していることから、申立期間より前の当該被保険者期間を失念するとは思えない上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から25年4月8日まで
② 昭和27年1月12日から同年11月28日まで
③ 昭和28年4月1日から30年4月30日まで

私は、A社を出産のために退職したが、当時は特に金銭的に困っていたわけでもなく、また、その時は脱退手当金という制度を知らなかったので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の前にある被保険者期間及び申立期間①と②の間にある被保険者期間はその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立期間①の前にある被保険者期間は、申立人が最初に勤務した事業所であり、29か月と長期にわたっていることから、申立人がこれを失念するとは考え難い上、申立期間①と②の間にある被保険者期間は、申立期間①、②及び③と同一の被保険者記号番号で管理され、かつ管轄する社会保険事務所（当時）が同一であるにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日である昭和30年4月30日の前後約2年以内に資格喪失した受給資格のある女性20人（申立人を除く。）のうち、短期間で被保険者資格を再取得した8人を除いた12人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録がある者は1人と少ない上、当該1人の支給日が資格喪失日から約1年11か月後であることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月1日から30年5月24日まで
② 昭和31年3月1日から34年8月28日まで

私は、A社の勤務期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年後の昭和37年7月13日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A社において申立人と同日（昭和37年7月13日）に脱退手当金の支給決定がなされている者は申立人以外に6人いるが、このうち4人は、申立人が同社で被保険者資格を再取得した日（31年3月1日）に、残り2人はその2か月後の同年5月1日に同社で被保険者資格を取得しており、これら6人は、その後、同社で申立人の同僚として勤務していたところ、当該6人のうち連絡が取れた2人の同僚は、いずれも「脱退手当金をもらった覚えは無い。退職後、同僚にも会っていない。」と証言していることから、お互いに連絡を取っていない同僚6人（申立人を含むと7人。）が、その頃一斉に脱退手当金を請求した（同一支給決定日となっている。）と考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、「A社を退職後、同社があった市には住んでおらず、退職後、同僚にも会ったことは無い。」と述べており、申立人の夫の厚生年金保険被保険者記録及び二女の出生届から、支給決定日当時、申立人は、A社所在地から離れた場所に居住していたことが確認できることから、申立人の主張は信憑性が認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から平成6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から平成6年3月まで

私の国民年金は、私が20歳の時に両親が加入手続を行い、父親が保険料を納付してくれていた。25歳ぐらいからは、私が毎月保険料を金融機関で納付した覚えがあり、保険料が納付できなかつたときには督促状が郵送されてきた際に一括納付した。会社を始めた時には、従業員に私の保険料の納付を頼んだ覚えもあるのに、未納とされていることは納得できない。申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳（昭和58年*月）の時に両親が申立人の国民年金加入手続を行い、父親が保険料納付してくれていたとしており、その後、25歳（63年*月）ぐらいからは、自身が保険料を納付していたとしている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号以降の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続が行われたのは、昭和60年12月頃と推認でき、申立人が20歳に到達した58年*月に遡って被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人の加入手続が行われた時期は、申立人の主張とは異なるものの、申立期間の保険料については、過年度又は加入手続以降の期間も含め現年度納付することは可能であった。

しかしながら、申立期間のうち、父親が保険料納付したとする申立人が25歳ぐらいまでの期間については、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっており、申立人からの聴取によると、母親は覚えていないとしていることから、当該期間の保険料納付の状況は不明である。

また、申立期間のうち、自身で国民年金保険料の納付を始めたとする25歳ぐらいからの保険料納付について申立人は、「毎月の納付書で金融機関に納付しており、納付できなかったこともあったが、それらについては、督促状が届いた際に一括して納付した。1年分をまとめて納付したこともある。」としているが、当時の保険料月額、遡って一括納付したとする回数及びその保険料額についても記憶は無いとしていることから、保険料の納付状況の詳細は不明である。

さらに、申立人は、平成5年12月に自身で経営する会社を始め、当時勤めていた従業員に自身の国民年金の保険料納付を依頼したとしており、当該従業員に照会したところ、「勤務し始めた平成5年12月から会社が厚生年金保険に入る6年11月までの間に1回だけ納付書と現金を渡されて、当時納付できる分までの期間のまとまった保険料をA信用金庫B支店(当時)に納付した覚えがある。」とのことであったが、納付時期、納付対象期間及び納付金額についての具体的な記憶は無いとしていることから、保険料納付があったと推認することまではできない。

加えて、C市の国民年金被保険者名簿及び同市の国民年金納付記録電子データ表においても、オンライン記録同様、申立期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私の国民年金は、母親が加入手続きを行い、保険料も納付してくれていた。当時、母親から兄の保険料と一緒に私の保険料も納付しているから心配ないと聞いていたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっているため、申立期間に係る加入手続き及び保険料納付の状況の詳細は不明である。

また、申立人は、母親が国民年金の加入手続きを行い、保険料納付も行っていたとしているところ、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、オンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和50年5月頃と推認でき、被保険者資格取得日は、申立人が大学を卒業し強制加入対象者となった48年4月1日とされていることから、申立人は加入手続きの際に遡って被保険者資格を取得したものとみられる。このため、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、上記加入手続き時期を基準とすると、申立期間の保険料については過年度納付することが可能であったものの、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）においても、申立期間の保険料は未納とされているほか、申立期間の保険料が過年度納付されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、「母親と兄は家業に従事しており、帳簿の管理を担当していた母親から、申立期間当時、私の国民年金の保険料は兄の分と一緒に納付

していると聞いていた。」としているところ、兄の保険料は納付済みとされていることが確認できるものの、兄は国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から国民年金に加入しており、申立期間の保険料は現年度納付となる一方、申立人は、上記のとおり、過年度納付となり、現年度と過年度では保険料の納付方法は異なることから、母親が申立期間の保険料を納付したとまでは推認し難い。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年3月まで

私は、申立期間当時、収入が無かったので父親の扶養家族になっていた。そのため、母親が国民年金の加入手続を行い、市役所から送られてきた納付書で家族の分と一緒に私の国民年金保険料も納付してくれた。ところが、家族の中で私だけが未納とされていた。間違いなく納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、平成4年11月頃にA市B区役所C支所で申立人の加入手続を行い、郵送された納付書により、自宅で行った金融機関の人に毎月納付したとしているところ、加入手続後に交付される年金手帳の受領時期及び保険料の納付金額については覚えていないとしていることから、申立人に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金の資格得喪記録(平成4年11月5日取得、5年4月1日喪失)は、15年7月17日に追加処理されていることが確認できる上、基礎年金番号制度導入(9年1月)前に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このことは、申立人が所持する年金手帳に国民年金の記号番号が記載されていないこととも符合する。このため、申立期間当時には、申立人の国民年金の資格取得手続が行われておらず、この記録追加処理が行われるまでは国民年金に未加入であったこととなり、保険料の納付書が発送されることはなかったものとみられ、母親が申立期間の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

さらに、A市の申立人に係る国民年金の受付記録を見ると、平成15年7月

1日受付で新規取得を理由に資格取得日を同日として第1号被保険者資格を取得したものとされ、併せて申立期間について、受付日欄には「H15. 07. 01」、理由欄には「資格登録」、届出区分欄には「窓口」、備考（異動概要）欄には「H04. *.* 1号 20歳」とされており、同一受付日、同一理由、同一届出区分で、備考（異動概要）欄には「H05. 04. 01 喪失 2号該当」とされている。このことから、申立期間に係る平成4年*月*日の20歳到達時の資格取得及び5年4月1日の第2号被保険者資格該当による資格喪失の手続が15年7月1日に行われていることが確認でき、前述のオンライン記録における記録追加処理とも符合する。この手続時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から63年3月まで

私は、自身で国民年金の加入手続を行った記憶は無く、婚姻（昭和63年10月*日）後、いつかは覚えていないが、夫の会社で第3号被保険者の手続をしてもらった。その後、A社会保険事務所（当時）から電話があり、今だったら20歳からの3年分の国民年金保険料を納付できると言われたので、3年分の納付書を送ってもらうように依頼した。保険料は平成元年3月頃に16万円と同年4月頃に12万円、合計28万円ぐらいを郵送された納付書により郵便局で納付した。ねんきん特別便には、3年分納付したにもかかわらず、昭和63年4月から同年10月までの期間だけが納付済みとされていた。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしており、国民年金保険料については、A社会保険事務所から送付された納付書により、20歳からの3年分の保険料を平成元年3月頃に16万円及び同年4月頃に12万円、合計28万円ぐらいを郵便局で納付したとしているところ、i) 制度上、保険料は納付期限（例えば、申立期間のうち、昭和60年10月から同年12月までの期間は61年1月となる。）から2年を経過したときは時効（前述の場合は63年2月。）により保険料を納付することができなくなることから、社会保険事務所（当時）から3年分の納付書が送付されることは考え難いこと、ii) 現年度（昭和63年度）保険料の納付書は住民登録されている市区町村から送付されること、iii) 申立人は、納付した16万円及び12万円の納付対象期間について

は覚えておらず、加入手続時期から遡って納付することができる過年度保険料及び現年度保険料をまとめて納付した場合の保険料額は18万5,300円となり、申立人が納付したとする金額とは乖離^{かいり}していることから、申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年9月20日にB市C区において払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、同市の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得欄の事由欄には「モレシヤ 63.11.7」と記載されていることが確認できることから、同年11月7日に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って20歳到達日の60年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、60年10月から61年9月までは時効が成立しており保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が主張する納付時期（平成元年3月及び同年4月）を基準とすると、昭和61年12月以前の期間は時効が成立しており、その時期に申立期間全ての保険料を納付することはできない上、オンライン記録によると、平成2年2月9日に過年度納付書が作成されていることから、この時点で未納であり、かつ、納付期限より2年を経過していない昭和63年1月から同年3月までの期間に係る納付書であったと考えられ、納付書作成当時において当該期間は未納であったものと推認できる。このことから、申立期間の保険料を納付していたものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3088（事案 43、1602 及び 2351 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月から 50 年 3 月まで

私は、夫や義妹の国民年金保険料の納付書を見て、私も国民年金に加入したいと思い、昭和 50 年 12 月頃に加入手続を A 市役所で行った際、過去の国民年金保険料を納付できる特例があると聞き、その場で 3 万 6,500 円（同年 4 月から同年 12 月までの保険料 9,900 円を含む。）の国民年金保険料を納付した記憶がある。国民年金手帳には「初めて被保険者になった日」が 41 年 2 月 1 日とされており、自分としてはその時点まで遡って納付したつもりでいた。申立期間の保険料を納付した領収書に押印してあった印鑑の名前が B 又は C だったので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は、A 市役所において申立期間の国民年金保険料として数万円を一括で納付したとしているが、昭和 50 年当時、同市役所では過年度保険料及び特例納付に関する取扱いを行っていないこと、特例納付及び過年度納付を利用して当該期間に係る保険料を納付した場合、その保険料額は約 10 万円であること、及び申立人が国民年金の加入手続を行ったとされる同年 12 月の時点では、申立期間のうち、48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料は、特例納付の対象期間ではなく、かつ、時効により納付できない期間であることから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 2 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、既に納付済みとされている期間（昭和 50 年 4 月から同年 12 月まで）を申立期間に加え、当該期間を含めて申立期間の保険料 3 万 6,500 円を納付したと主張するとともに、保険料

納付を示す資料として新たにA市から交付を受けた資料を提出して当委員会に再申立てを行ったが、当該資料では保険料納付を示す記載は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないこと、及び申立期間のうち同年4月から同年12月までの保険料は納付済みとされていることから、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間の保険料を納付した領収書に押印してあった印鑑の名前がB又はCだったことを新たに思い出したとして当委員会に再申立てを行ったが、この申立人の主張内容は申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな事情とは認められない上、A市では、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和50年度において、B又はCという職員は年金担当部署には在籍していなかったとしていること、そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこと、及び申立期間のうち昭和50年4月から同年12月までの保険料は納付済みとされていることから、既に当委員会の決定に基づく平成22年7月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、昭和50年12月頃にA市役所で3万6,500円の国民年金保険料を納付した記憶があると従来の主張を繰り返すのみで、新たな資料及び情報の提出も無く、これは委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から60年2月まで

国民年金加入手続は、満20歳になり親に勧められたので、昭和52年*月頃、A市役所で母親が行った。申立期間の国民年金保険料は、当時学生だったので母親が納付していたはずである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親によれば、加入手続は行ったはずだが加入手続及び保険料納付について当時の記憶は全く無いとしていることから、申立期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出控及びオンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年3月23日にA市に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の加入手続状況からすると、申立人の国民年金加入手続は60年3月頃に初めて行われたものとみられ、その手続の際に資格取得日を遡って20歳到達時である52年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持している年金手帳の記載内容とも符合する。

さらに、前述の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和52年12月から57年12月までの期間は時効期間を過ぎており保険料を納付することはできない上、申立期間のうち、58年1月から59年3月までの期間及び同

年4月から60年2月までの期間は、それぞれ過年度納付及び現年度納付が可能であったものの、前述のとおり、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である上、A市の申立人の国民年金管理カードの納付記録欄において、申立期間が未納（空白）とされ、同年3月から平成6年3月までの期間は納付済み（A定額）とされていることが確認でき、オンライン記録との齟齬^{そご}は見当たらず、これら記録に不自然な点は見受けられないことから、母親が申立期間の保険料を納付していたとするまでの推認を行うことはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月及び同年3月

私は、平成元年4月にA市役所で婚姻の手続を行った時に国民年金の手続も行った。その時に国民年金保険料の未納があることを職員から聞き、その後郵送されてきた納付書で同年7月に8万1,700円を一括で納付した。保険料を納付したことを示す家計簿を所持しているので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月にA市役所で婚姻の手続を行った時に国民年金の手続も行ったとしているところ、同市の申立人の国民年金に係る「資格記録情報」を見ると、平成元年5月10日に昭和62年2月21日の第1号被保険者の資格取得から平成元年4月24日の第3号被保険者の資格取得までの届出が行われたものとみられ、オンライン記録を見ると、当該届出が同年7月1日に社会保険事務所（当時）で事務処理されたことが確認できることから、申立期間は、この届出により被保険者資格期間と記録された結果、保険料が未納とされたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の手続後郵送されてきた納付書で平成元年7月に8万1,700円を一括で納付したとし、納付したことを示す資料として家計簿の写しを提出しているところ、当該家計簿を見ると、同年7月28日に「国民年金代81,700円」と記載されていることが確認できるものの、納付対象期間についての記載は無い。オンライン記録によれば、昭和62年4月から63年1月までの期間及び平成元年3月の過年度保険料が同年7月28日に納付されていることが確認でき、当該期間の保険料額は8万1,700円となり家計簿の記載金額と一致する。これは、前述のとおり、社会保険事務所で資格取得届出の事務

処理が行われたのは同年7月であり、申立人に送付された納付書は納付期限から2年を経過していない当該期間のものと考えられ、申立期間は時効により保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から56年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から56年7月まで

私は、会社退職（昭和55年3月）後、A町役場で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、送付されてきた納付書で近くの郵便局で納付した。その後、同年12月からは、結婚するために転入したB市役所で、任意加入手続きを行った。その後、送付されてきた納付書で郵便局や銀行で保険料を納付した。空白期間を作らないように手続きを行い、保険料も納付していたので未納期間は無いはずだ。納付金額及び納付周期は覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和55年3月）後、A町役場で国民年金の加入手続きを行い、保険料は、申立期間のうち、同年3月から同年11月までの保険料は、送付されてくる納付書で近くの郵便局で納付し、同年12月から56年7月までの保険料は、結婚するために転入したB市役所で、国民年金の任意加入手続きを行い、その時も送付されてくる納付書で郵便局や銀行で納付したとしているところ、申立人は、申立期間の保険料の納付金額及び納付周期については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する年金手帳によると、いずれも申立人は強制加入被保険者として昭和54年3月31日に資格取得し、同年9月1日に資格喪失したとされ、その後、国民年金被保険者資格の取得は、56年8月27日（任意加入被保険者資格取得日）とされている。同台帳の住所変更後欄を見ると、申立人は、A町からB市に国民年金の

住所変更を行った年月日は、申立人が任意加入被保険者の資格を取得した日とされていることから、この住所変更の手続が行われた際に併せて申立人が任意加入被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。申立人は、同年6月に婚姻しており、元夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間のうち、同年6月及び同年7月は任意加入対象期間となり、制度上、加入手続を行った時から当該期間を遡って被保険者資格を取得することはできない上、申立期間のうち、会社退職後の55年3月から56年5月までは、強制加入被保険者期間となるものの、当該期間については、前述のとおり、いずれの記録も申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡が見当たらない。このため、この同年8月27日（任意加入被保険者資格取得日）を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から45年1月まで

私が20歳(昭和41年*月)になった頃、母親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行った。私の国民年金保険料は、結婚式(45年2月)を挙げる前月までは、母親が家族の分と一緒に集金人に納付してくれていたことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人が20歳(昭和41年*月)になった頃、母親がA市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料は、結婚式(45年2月)を挙げる前月までは、母親が家族の分と一緒に集金人に納付してくれていたことを覚えているとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年8月11日にB町で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って同年2月7日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、A市において、申立人が加入していた記録が存在しないこと、及びB町の申立人の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、母親は申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿

等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年9月までの期間及び14年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成12年4月から同年9月まで
② 平成14年3月から同年12月まで

私は、申立期間①及び②共に、長い間国民年金保険料を滞納していたが、後日納付の督促があったので、そのときに申立期間①及び②の保険料をまとめて納付した。申立期間①及び②について、保険料を納付した記録が無いとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の督促があり、申立期間①及び②の保険料をまとめて納付したとしているものの、申立期間の保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額については覚えていないとしており、申立期間①及び②に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成10年*月*日（20歳到達時）に第1号被保険者資格を取得し、12年10月1日に同資格を喪失したとされており、14年7月12日に申立人に対して過年度納付書が送付されたことが確認できる。この過年度納付書作成時期を基準とすると、申立期間①のうち、過年度納付することが可能な12年6月から同年9月までの納付書が送付されたものとみられ、申立人は、同納付書により、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であった。しかしながら、前述のとおり、申立人の保険料納付状況の詳細は不明であり、申立人が同納付書により当該期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情は見当たらない上、この過年度納付書作成時期を基準とすると、申立期間①のうち、同年4月及び同年5月の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成14年3月1日付けで第1号・第3号被保険者取得勸奨者とされ、同年9月に申立人に対して第1号・第3号被保険者取得勸奨状が送付されたこととされており、その後、15年6月に未加入期間国民年金適用勸奨状が送付され、16年2月24日には「勸奨関連対象者一覧」がA市に送付されていることが確認でき、申立人が申立期間②において国民年金に加入していた形跡は見当たらない。このことから、社会保険事務所から申立人に対して、申立期間②に係る第1号被保険者資格への再取得手続の勸奨状が送付されたものの、申立人は、当該手続を行わなかったため、申立期間②は国民年金に未加入となり、申立人は、申立期間②の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、オンライン記録及びA市の申立人の国民年金被保険者名簿共に、申立期間①は国民年金保険料が未納、申立期間②は国民年金に未加入とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見当たらないほか、この時期になると、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

20歳(昭和53年*月)になった頃、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、私が婚姻(60年12月)するまでの期間の国民年金保険料を納付していたと思う。父親は他界したため詳細は分からないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に他界しており、父親から当時の話を聞いたとする申立人は、加入手続き時期、申立期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る国民年金加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金加入手続きは、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から昭和54年5月頃にA市B区役所で行われ、この加入手続きにおいて、資格取得日を遡って53年4月1日(短大卒業時)とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この加入手続き時期を基準とすると、申立期間の保険料は、過年度納付することは可能であったものの、前述のとおり、父親は既に死亡しており、父親から当時の話を聞いたとする申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付金額についての記憶は無いとしていることから、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

さらに、オンライン記録及びA市の申立人の国民年金被保険者名簿の納付記

録共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月頃から41年2月まで
② 昭和41年2月27日から同年3月15日まで

申立期間①について、当時、手取りで2万3,000円ぐらいもらっていた。同年齢の女性や大卒の初任給よりも高い給与だと自負していたが、標準報酬月額が低額となっているため、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②について、被保険者資格の喪失日が昭和41年2月27日となっているが、有給休暇をとって、同年3月15日まではA社に在籍していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時のA社B支店の事務担当者は、「標準報酬の届出は適正に行っていた。定時決定のときだけでなく支給額が変動した際は、適切に随時改定を行っていた。」と回答している。

また、申立人と同時期入社複数の同僚の標準報酬月額は、被保険者期間が同一ではないものの、申立人の標準報酬月額と比較しても額及びその推移について特段の差異は認められず、申立人の標準報酬月額のみが不自然とされる状況はうかがえない。

さらに、当該複数の同僚に照会しても、いずれも当時の給与明細書等を所持しておらず、当時の厚生年金保険料の控除等について確認できない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる

とともに、同原票に記載された標準報酬月額を遡って訂正した形跡はうかがえない。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人は、A社B支店を昭和41年2月26日に離職していることが確認できるとともに、当該離職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致している。

また、A社は、「申立期間当時の厚生年金保険に係る資料が無いため、申立人の当時の厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態について確認できない。

さらに、A社B支店において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも申立人の退職時期については覚えていないものの、自分の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は退職日と合っている旨証言しており、このうち、雇用保険の記録が確認できた同僚3人は、いずれも厚生年金保険の記録と雇用保険の記録が符合している。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原標には、申立人の被保険者資格喪失日が、オンライン記録と同じ昭和41年2月27日と記載されており、同原票裏面の進達記録欄には、申立人に係る被保険者資格喪失届出を受けて進達処理したとみられる日付が、「41.3.1」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から同年11月1日まで
ねんきん特別便を見て、A事業所の資格喪失日が昭和46年10月31日となっていることが分かった。

しかし、厚生年金基金の加入員であった期間が昭和46年10月31日までとなっていることから、被保険者資格の喪失日はその翌日の同年11月1日とすべきだと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された在籍証明書及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、並びに同事業所の人事担当者の証言により、申立人は、同事業所を昭和46年10月30日に退職し、その翌日の同年10月31日に申立人が同事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出が出されていることが確認できる。

また、A事業所が加入していたB厚生年金基金から提出された異動記録情報照会リストによると、申立人が加入員資格を喪失した日は、昭和46年10月31日であることが確認できるところ、同基金は、「加入員は、退職日の翌日が資格喪失日になる。この資格喪失日は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日とも一致しているはずだ。」と回答している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、A事業所を昭和46年10月30日に離職しており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6202（事案42の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月1日から33年1月1日まで

私は、申立期間についてA社での厚生年金保険の記録が空白となっているため、年金記録に係る確認申立てをしたが、平成20年5月14日付けで、申立期間については年金記録の訂正は行わないとの通知をもらった。

しかし、どうしても納得できないので、新たな資料や証言も無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は、昭和62年1月13日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり既に解散している上、照会した複数の同僚は、いずれも申立人のことを記憶していないため、申立人の同社における勤務実態について確認できないこと、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が記憶する当時の社長及び同僚の名前は見当たらず、健康保険被保険者番号の欠番も無いこと、及び申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる資料も無いことなどの理由から、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年5月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「どうしても納得できないので、新たな資料や証言も無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張して、再度申し立てしているが、当該主張だけでは、当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6203

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月1日から23年1月1日まで

私は、日本年金機構から送付されたはがきが届くまで、脱退手当金の支給期間があることを知らなかった。

私は、A社B支店を退職後、何かを受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険番号*番から*番までの申立人を除く女性82人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和23年1月1日）の前後約1年以内に資格喪失した脱退手当金の受給資格がある16人から、短期間に次の事業所で資格取得している6人を除く10人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7人に支給記録が確認でき、このうち6人が資格喪失後6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和23年5月29日に支給決定されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6204

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月21日から40年8月26日まで

私は、自分の年金を請求する時に初めて脱退手当金のことを知ったが、手続を行ったことも受け取ったことも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で管理されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和40年8月26日）の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性36人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、28人について支給記録が確認でき、その28人全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求の可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年10月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6205

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月7日から38年6月16日まで

私は、長女を出産し、A事業所を一旦退職したが、その後1か月程度同事業所に再就職した。脱退手当金が支給された記録となっているが、請求した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6206

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 6 日から 40 年 5 月 1 日まで
私は、申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されていることが確認できる。

また、申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間の脱退手当金に係る支給対象期間、支給額、裁定年月日及び支給年月日が記載され、オンライン記録と符合しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6207

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月3日から40年4月16日まで
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらい、申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年4月16日の前後3年以内に資格喪失し、受給要件を満たす者13人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、12人に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から3か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年7月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間前のA共済組合の組合員期間（昭和34年1月に厚生年金保険から移管）については、請求書に基づいて、退職一時金が支給されたと記録されているところ、退職一時金及び脱退手当金の双方が申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6208

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月1日から40年1月31日まで

申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年1月31日の前後3年以内に資格喪失し、受給要件を満たした6人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、4人に支給記録が確認でき、そのうち3人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和40年3月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月17日から33年4月20日まで
② 昭和33年4月20日から同年7月21日まで
③ 昭和34年9月1日から36年1月25日まで
④ 昭和36年7月10日から37年11月1日まで

私は、今回、日本年金機構からの確認はがきを受け取って、申立期間について、脱退手当金を受給した記録となっていることを知った。脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月8日から32年1月31日まで
② 昭和32年2月13日から34年10月25日まで

私はA社退職後に脱退手当金を受給した記録になっているが、受給した記憶は全く無い。最初に勤務した事業所の期間を残して請求したことになっているのも不自然である。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年10月25日の前後2年以内に資格喪失した女性25人のうち、脱退手当金の受給資格を有する12人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を除く8人に支給記録が確認でき、そのうち5人については資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は、「請求手続を自分でした記憶は無いが、当時の事業所から脱退手当金の請求についての説明を受けて受給した。」と証言している上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年12月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間は別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月1日から34年6月1日まで
② 昭和34年6月1日から38年9月8日まで

私は、会社が移転し、勤務地が変わることとなり退職した。昭和38年12月27日に脱退手当金を受け取った記録になっているが、脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和38年12月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月20日から33年4月21日まで

私がA社B支店に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録は、脱退手当金が支給されたこととして記録されている。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後7ページに記載されている女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年4月21日の前後3年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する者17人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、12人に支給記録があり、その12人全員が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和33年6月6日に支給決定されているなど、事務処理に不自然さうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月29日から32年12月30日まで
② 昭和34年11月28日から37年9月13日まで

日本年金機構から届いた確認はがきを見て、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録について、脱退手当金を受給したことになっているのを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健保記号番号索引簿の申立人の前後50人の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年9月13日の前後2年以内に資格喪失した37人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、26人について支給記録が確認でき、26人全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年12月11日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には同年10月5日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月16日から43年1月13日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和43年5月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月21日から同年5月26日まで
② 昭和41年10月11日から42年3月12日まで
③ 昭和42年9月7日から43年5月28日まで

日本年金機構からのはがきにより、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の被保険者記録については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

私は、申立期間より前に勤務したA社、B社、C社、D事業所及びE社については脱退手当金を受給したが、申立期間については受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人は、E社退職時に自分で脱退手当金の請求手続きをしたことを記憶している上、支給額は、申立人が受給を認めている被保険者期間と申立期間の被保険者期間を合わせて計算した金額と一致しており、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはいかなる理由もなく、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金が支給された場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

さらに、申立人のE社における厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、昭

和43年7月9日に申立人が受給を認めている同社以外の期間の記号番号に重複取消処理された記録があり、申立期間の脱退手当金が同年7月16日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消処理が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和43年7月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6216

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から26年3月31日まで

私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和26年8月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月2日から34年10月1日まで
私は、結婚のために退社した。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した受給資格のある女性19人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13人に支給記録があり、その内の12人について資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年12月7日に回答したことが記録されている上、当該資格喪失日から約5か月半後の35年3月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月1日から28年2月25日まで
② 昭和28年2月25日から同年3月1日まで
③ 昭和29年1月4日から35年6月11日まで

私は、日本年金機構からのはがきで、脱退手当金を受け取っているとされているが、請求のしつうをした記憶も無く、受給した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年6月11日の前後2年以内に資格喪失した者で、脱退手当金の支給要件を満たす41人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、25人に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があったものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年8月2日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要とされる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に同年6月28日付けで回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さ

はうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6219

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から48年1月1日まで

私は、転職のため、A社を退職した。退職する際に経理担当者から書類を受け取り、厚生年金保険の一時金についての説明を受けた。しかし、すぐに働くつもりだったので、一時金を受け取る必要はないと思い、書類に記入することなく自宅に保存し請求は行っていない。したがって、脱退手当金を受給していないので、被保険者記録として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所（当時）は、裁定請求書を昭和48年6月11日に受理し、同年7月11日に支給決定していることが確認できるところ、当該裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認できる上、申立期間に係る事業所名及びその所在地が記載されており、申立人の住所は、戸籍の附票に記載されている当時の住所と一致していることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、上述の脱退手当金裁定請求書の受付日から1か月後の昭和48年7月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6220（事案4275及び4996の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月17日から28年4月19日まで
② 昭和28年4月27日から同年7月8日まで
③ 昭和28年7月8日から32年3月31日まで

申立期間に係る前々回及び前回の申立てについて、平成22年9月8日付け及び23年1月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、脱退手当金を請求したことも、受け取った覚えも無い上、支給日とされている日には、専門学校に通っていたので受給できない。

また、当時の同僚二人についても調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給することはできなかったことから、申立期間③の事業所を退職後、昭和51年2月まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さうかがえないこと、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金を支給したとする記録がある上、申立期間の脱退手当金は、申立人が勤務した3事業所の被保険者期間全てが計算の基礎とされ、かつ、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さうかがえないこと、前回の申立ての際に申立人から提出された専門学校の卒業証書により、脱退手当金の支給日当日に専門学校の学生であったことは推認できるものの、そのことが、当初の決定を変更すべき新たな事情であると認めることはできないことのほか、申立人から聴取して

も、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月8日付け及び23年1月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、「絶対に受け取っていない。脱退手当金が支給された時は専門学校で学生であったので受給していない。また、同僚二人も調べてほしい。」と主張し、再々申立てをしている。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚二人は、「脱退手当金について記憶は無いし、年金手続に関する当時の状況についても覚えていない。」と証言しており、申立人の申立期間における脱退手当金の受給の有無、及び申立期間の事業所における当時の脱退手当金の取扱いについて証言は得られず、当該証言のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情であると認めることはできない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6221

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月23日から44年12月20日まで
私は、脱退手当金の請求手続きをしたことも、受給したことも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和45年2月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書が現存しており、記載されている支給額及び支給年月日は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6222

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月13日から42年8月1日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらった。申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年10月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6223

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月13日から44年3月21日まで

私は、申立期間の脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金支給決定何が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年6月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6226

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から34年8月まで

私は、A社で販路開拓の業務をしていた。昭和34年8月頃に当時の事業主が死亡し事業の継続が難しくなったので退職したが、給与から保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚は、「自分は、昭和32年5月から40年までA社で働き、申立人とは入社時から同じ業務を担当していた。」と証言しているとともに、当該同僚の妻は、「A社は、義兄（当時の事業主）が経営する会社で、私は、当時、同社の仕事を手伝っており、申立人は同じ年頃だったので覚えている。申立人が入社したのは、同社が法人化（昭和32年3月*日）した直後である。また、当時の事業主が死亡して間もなく退職したと記憶している。」と証言していることから判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所台帳によれば、A社は、昭和35年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が記憶している複数の同僚についても、同社が適用事業所となった日（昭和35年4月1日）に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は解散し、事業主も死亡しており、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月3日から39年11月29日まで

私は、申立期間について、A社の勤務期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した覚えは無いため、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年11月29日の前後2年以内に資格喪失した者10人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7人に支給記録が確認でき、当該7人全員が資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和40年6月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6228

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から38年11月20日まで

私は、嫁ぎ先が経営するA社で工場や事務所の雑務をしていた。当時は、年金の知識もなく、脱退手当金はもらった記憶が無いので、調査して、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該未請求期間と申立期間の被保険者期間とは14年以上時期が離れている上、別番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和40年当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。